

令和5年7月3日

各位

奈良県吉野郡上北山村 住民課

住民税非課税世帯に対する **価格高騰支援給付金(3万円)** の案内発送について

◆標記給付金の対象世帯のうち、令和4年度緊急支援給付金(5万円)を受給済で、世帯員の異動が無い令和5年度住民税非課税世帯へ、7月12日に「**価格高騰支援給付金**」支給のお知らせを発送します。

7月12日「支給のお知らせ」発送の内容

- ① 支給のお知らせ → 振込口座に変更がない世帯は、**返送不要**です。
(返信用封筒は同封していません。)
8月9日以降に3万円を振り込み、振込通知書を送付予定です。
- ② チラシ
- ③ 口座登録等の届出書 → 振込口座に変更がない世帯は、**提出不要**です。
※口座の変更や、受給を辞退される場合は、7月26日までに返送が必要です。

◆標記給付金の対象世帯のうち、令和5年度住民税非課税世帯等へ、7月12日以降に「**価格高騰支援給付金**」支給要件確認書を発送します。

7月12日以降「支給要件確認書」発送の内容

- ① 支給要件確認書 → ご確認、振込口座等をご記入のうえ、7月31日までに返信用封筒にて返送。
8月9日以降に3万円を振り込み、振込通知書を送付予定です。
- ② チラシ
※受給を辞退される場合は、7月31日までに返送が必要です。

1 制度概要

電力・ガス・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた低所得世帯を支援するため、国の「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を活用し、**住民税非課税世帯等**に対して給付金を支給します。

2 給付額 1世帯当たり**3万円**

3 基準日 **令和5年7月1日**時点で上北山村に住民登録がある世帯が対象

4 対象者

住民税均等割非課税世帯

基準日時点で本村に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯。

※未申告の方について

令和5年度住民税申告(令和4年中の収入に対するもの)が未申告の方は、村に課税情報がないため支給要件確認書の発送を行いません。

住民課で申告手続きを行ったうえで、申請による給付金の手続きを行って下さい。なお、申告を行った収入が非課税相当でない場合は、給付金の対象となりません。

※対象外となる世帯

- ・世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族等の税扶養を受けている世帯
- ・外国人で租税条約の適用を受けて国内で非課税となっている世帯
- ・他市で市民税が課税されている世帯

5 その他

(1) 案内が届いた世帯でも、下記の方は注意が必要です。

- ・税金の修正申告をされた方
- ・世帯員の全員が、村外の課税者に扶養されている方（申出が無いと分かりません）

(2) 振込先を変更、または新たに登録される方は、本人確認書類・通帳等の写しの添付が必要です。

(3) 生活保護の受給世帯が給付金を受給した場合、収入認定されません。

(4) 価格高騰支援給付金は、「令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差し押さえ禁止等に関する法律」により、所得税の課税及び差し押さえの対象となりません。

6 問い合わせ先

奈良県吉野郡上北山村 住民課

電話番号：07468-3-0223

受付時間：平日9時から17時まで

E-mail：jumin01@vill.kamikitayama.lg.jp